

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第32号～議案第48号)

令和8年第1回(3月)川口市議会定例会

令和8年第1回（3月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 3 2 号参考資料	川口市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1
議案第 3 3 号参考資料	川口市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表	2
議案第 3 4 号参考資料	川口市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表	3
議案第 3 5 号参考資料	川口市行政手続条例の一部を改正する条例案新旧対照表	4
議案第 3 6 号参考資料	川口市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表	6
議案第 3 7 号参考資料	川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	7
議案第 3 8 号参考資料	川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	8
議案第 3 9 号参考資料	川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表	9
議案第 4 0 号参考資料	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1 1
議案第 4 1 号参考資料	川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1 2
議案第 4 2 号参考資料	川口市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1 3
議案第 4 3 号参考資料	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1 6
議案第 4 4 号参考資料	川口市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表	2 8
議案第 4 5 号参考資料	川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	3 2

議案第	46号参考資料	川口市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表	33
議案第	47号参考資料	川口市奨学資金条例の一部を改正する条例案新旧対照表	34
議案第	48号参考資料	川口市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表	36

議案第 32号参考資料

川口市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市監査委員に関する条例（平成5年条例第8号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第8条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項並びに<u>第243条の2の9第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、監査委員は、その日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告並びに同条第5項の規定による当該報告の決定について合議により決定することができない事項がある場合におけるその旨及び当該事項についての各監査委員の意見の送付、公表並びに提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告並びに同条第13項の規定による当該報告の決定について合議により決定することができない事項がある場合におけるその旨及び当該事項についての各監査委員の意見の提出並びに公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに<u>法第243条の2の9第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求を受理した日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第8条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項並びに<u>第243条の2の8第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、監査委員は、その日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告並びに同条第5項の規定による当該報告の決定について合議により決定することができない事項がある場合におけるその旨及び当該事項についての各監査委員の意見の送付、公表並びに提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告並びに同条第13項の規定による当該報告の決定について合議により決定することができない事項がある場合におけるその旨及び当該事項についての各監査委員の意見の提出並びに公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに<u>法第243条の2の8第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求を受理した日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>

議案第 33号参考資料

川口市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市行政組織条例（平成10年条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 前条に規定する部及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>市長室 } } (略) 総務部 } 危機管理部 (1)～(3) (略) <u>(4) 交通安全に関すること。</u> 理財部 (略) 市民生活部 (1)～(6) (略) <u>(7)・(8)</u> (略) 福祉部 } } (略) 都市整備部 }</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 前条に規定する部及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>市長室 } } (略) 総務部 } 危機管理部 (1)～(3) (略) 理財部 (略) 市民生活部 (1)～(6) (略) <u>(7) 交通安全に関すること。</u> <u>(8)・(9)</u> (略) 福祉部 } } (略) 都市整備部 }</p>

議案第 34号参考資料

川口市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市交通安全対策協議会条例（昭和53年条例第50号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(庶務) 第10条 協議会の庶務は、 <u>危機管理部</u> において処理する。	(庶務) 第10条 協議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> において処理する。

議案第 35号参考資料

川口市行政手続条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市行政手続条例（平成11年条例第8号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <p>_____</p> <p>_____によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、<u>公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。</u>この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>（代理人）</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。</u>この場合においては、<u>掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>（代理人）</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4（略）</p>

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた_____日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号_____及び第4号」とあるのは「同条第3号_____」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

議案第 36号参考資料

川口市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員定数条例（昭和45年条例第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員 <u>609人</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 消防職員 <u>616人</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員 <u>589人</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 消防職員 <u>610人</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第 37号参考資料

川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第17号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に規定する団体のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) ～(11) （略）</p> <p><u>(12) 地方税共同機構</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に規定する団体のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) ～(11) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

議案第 38号参考資料

川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
職 名		報 酬 額		職 名		報 酬 額	
(略)				(略)			
国民健康・栄養調査員		日額	8,000円	国民健康・栄養調査員		日額	8,000円
墓地等財務状況調査専門委員		調査1件につき12,000円		(略)			
(略)				(略)			
幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の学校医	内科医	年額	勤務1校につき289,800円	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の学校医	内科医	年額	勤務1校につき276,000円
	耳鼻科医及び眼科医	年額	1校のみ勤務する場合にあっては289,800円、2校以上を兼務する場合にあっては289,800円に2校目以降1校につき50,400円を加算した額		耳鼻科医及び眼科医	年額	1校のみ勤務する場合にあっては276,000円、2校以上を兼務する場合にあっては276,000円に2校目以降1校につき48,000円を加算した額
幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の学校歯科医		年額	勤務1校につき289,800円	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の学校歯科医		年額	勤務1校につき276,000円
幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の学校薬剤師		年額	勤務1校につき226,800円	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の学校薬剤師		年額	勤務1校につき216,000円
(略)				(略)			

議案第 39号参考資料

川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市保健衛生関係事務手数料条例（平成29年条例第55号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第17条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この条において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）に基づき市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>法第14条第13項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 同 130円</p> <p>(9)～(22) (略)</p>	<p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第17条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この条において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）に基づき市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>法第14条第15項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 同 130円</p> <p>(9)～(22) (略)</p>

○ 川口市保健衛生関係事務手数料条例（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第17条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この条において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）に基づき市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>法第14条第14項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 同 130円</p> <p>(9)～(22) (略)</p>	<p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第17条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この条において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）に基づき市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>法第14条第13項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 同 130円</p> <p>(9)～(22) (略)</p>

議案第 40号参考資料

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設設備運営基準第27条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設設備運営基準第27条の2第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</u> ア～ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（母子支援員の資格）</p> <p>第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p><u>(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>	<p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設設備運営基準第27条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設設備運営基準第27条の2第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</u> ア～ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（母子支援員の資格）</p> <p>第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p>

議案第 41号参考資料

川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例（平成15年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～4 （略） <u>（令和8年10月から令和9年9月までの月分の手当の支給要件の特例）</u> 5 <u>令和8年10月から令和9年9月までの月分の手当の支給に係る第2条第2号の規定の適用については、同号中「算定されている者」とあるのは、「算定されている者（同条例附則第12条の規定により令和8年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されている者とみなされて同年度の保険料率が算定される者又はこれに相当する者として市長が認める者を含む。）」とする。</u></p>	<p>附 則 1～4 （略）</p>

議案第 42号参考資料

川口市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年条例第27号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（市長との協議）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 市長は、前項各号に掲げる書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。</u></p> <p><u>5</u> （略）</p> <p>（経営許可の申請）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 墓地又は納骨堂にあっては、<u>墓地又は納骨堂の経営を行うことを理事会等の意思決定機関において決定したことを証する書類</u></p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>（経営許可の基準等）</p> <p>第10条 市長は、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、経営許可をしてはならない。</p> <p>(1) 墓地等を経営しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ <u>墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により登記された主たる事務所を5年以上市内に有するもの</u></p>	<p>（市長との協議）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p>（経営許可の申請）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 墓地_____にあっては、墓地_____の経営を行うことを理事会等の意思決定機関において決定したことを証する書類</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>（経営許可の基準等）</p> <p>第10条 市長は、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、経営許可をしてはならない。</p> <p>(1) 墓地等を経営しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人_____</p>

(2) 墓地等を経営しようとする者が前号イ又はウに掲げる者である場合にあっては、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第19条の規定により経営許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

イ 法第22条（法第21条第1号（法第3条、第4条及び第5条第1項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) ～(8) (略)

2 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、墓地等を移転することが必要である場合は、前項第6号及び第7号の規定を適用しないことができる。

3 市長は、経営許可の申請があった場合において必要があると認めるときは、墓地等を経営しようとする者が第1項第3号に掲げる基準に適合しているかどうかについて、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

4 (略)

(工事の完了検査等)

第13条 経営許可を受けた者は、前条の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、当該工事が完了した日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2・3 (略)

(準用)

第15条 第3条から第7条までの規定は、変更許可を受けようとする者のうち、墓地の区域の面積の50パーセント以上若しくは2,000平方メートル以上の拡張、納骨堂の建築面積の50パーセント以上の拡張 又は火葬場の建築面積の拡張 に係る許可を受けようとするものについて準用する。

(変更の届出)

第16条 (略)

(2) ～(7) (略)

2 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、墓地等を移転することが必要である場合は、前項第5号及び第6号の規定を適用しないことができる。

3 (略)

(工事の完了検査等)

第13条 経営許可を受けた者は、前条の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに その旨を市長に届け出なければならない。

2・3 (略)

(準用)

第15条 第3条から第7条までの規定は、変更許可を受けようとする者のうち、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の拡張（墓地の面積若しくは 納骨堂の建築面積を50パーセント以上拡張し、又は火葬場の建築面積を 拡張しようとする場合に限る。）に係る許可を受けようとする者に ついて準用する。

(変更の届出)

第16条 (略)

2 経営許可を受けた者は、その名称又は住所、代表者の氏名、墓地等の名称その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更のあった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(都市計画事業等に係る墓地又は火葬場の届出)

第17条 法第11条第1項又は第2項の規定により、法第10条の許可があったものとみなされたときは、墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、当該許可があったものとみなされた日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(名義貸しの禁止)

第19条 墓地等の経営者は、自己の名義をもって、他人に墓地等の経営を行わせてはならない。

第20条～第24条 (略)

別表第2 (第10条関係)

区分	構造設備の基準
(略)	
納骨堂	<p>1 納骨堂の敷地の境界に接し、その内側に幅3メートル以上の緑地を設け、かつ、当該境界から3メートル以上内側に障壁又は樹木の垣根等を設けること。<u>ただし、納骨堂を墓地の区域内に設置する場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 出入口及び納骨装置は、施錠のできる構造とすること。<u>ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置については、この限りでない。</u></p>
(略)	

2 経営許可を受けた者は、その名称又は住所、代表者の氏名、墓地等の名称その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに その旨を市長に届け出なければならない。

(都市計画事業等に係る墓地又は火葬場の届出)

第17条 法第11条第1項又は第2項の規定により、法第10条の許可があったものとみなされたときは、墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかに その旨を市長に届け出なければならない。

第19条～第23条 (略)

別表第2 (第10条関係)

区分	構造設備の基準
(略)	
納骨堂	<p>1 納骨堂の敷地の境界に接し、その内側に幅3メートル以上の緑地を設け、かつ、当該境界から3メートル以上内側に障壁又は樹木の垣根等を設けること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 出入口及び納骨装置は、施錠のできる構造とすること。</p>
(略)	

議案第 43号参考資料

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（課税額）</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、川口市国民健康保険事業特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) ・(3)（略）</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、川口市国民健康保険事業特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u>）<u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）</u>に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) ・(3)（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等</p>

割額の合算額とする。ただし、当該合算額が660,000円を超える場合には、基礎課税額は、660,000円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。

4 （略）

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.45を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について44,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.78を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について16,000円とする。

割額の合算額とする。ただし、当該合算額が650,000円を超える場合には、基礎課税額は、650,000円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が240,000円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、240,000円とする。

4 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.45を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について28,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,000円とする。

年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 30,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 11,200円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 11,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 1,050円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 22,000円

年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 19,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 6,300円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 9,100円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 8,000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 8,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 750円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 8,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 3,200円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 3,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 300円

2 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者（以下「未就学児」という。）が属する世帯の納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額した世帯にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 未就学児1人について、次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 4,500円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 6,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 5,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 1,800円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 2,600円

2 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者（以下「未就学児」という。）が属する世帯の納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額した世帯にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 未就学児1人について、次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,600円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 11,000円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 17,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 22,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 未就学児1人について、次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,400円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,000円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,000円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 未就学児1人について、次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

- ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 225円
- イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 375円
- ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 750円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額した世帯にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を、当該出産被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額のうち当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に規定する場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）に係るものとして減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,200円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,000円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 未就学児1人について、次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,350円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,250円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,500円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額した世帯にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を、当該出産被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額のうち当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に規定する場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）に係るものとして減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附 則

1 (略)

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

2 高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第2条第1項の規定の適用については、同項第1号中「介護保険法」とあるのは「及び同法の規定による病床転換支援金等（次号において「病床転換支援金等」という。）介護保険法」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同項第2号中「の納付に要する費用に」とあるのは「及び病床転換支援金等の納付に要する費用に」とする。

3 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

附 則

1 (略)

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

2 高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第2条第1項の規定の適用については、同項第1号中「及び」とあるのは「及び同法の規定による病床転換支援金等（次号において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、同項第2号中「の納付に要する費用に」とあるのは「及び病床転換支援金等の納付に要する費用に」とする。

3 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

6 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

6 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条_____及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条_____及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得

金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等

金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等

の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する

の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、_____及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、_____及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する

る法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

15～20（略）

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の特例）

21 当分の間、第8条の3に規定する被保険者均等割額には、第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額を含むものとする。

る法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

15～20（略）

議案第 44号参考資料

川口市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市介護保険条例（平成12年条例第33号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保険料率）</p> <p>第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 80,210円</p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条及び第12条第1項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ（略）</p> <p>(7)～(17)（略）</p> <p>附 則</p> <p>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</p> <p><u>第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日に</u></p>	<p>（保険料率）</p> <p>第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 80,210円</p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項_____において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ（略）</p> <p>(7)～(17)（略）</p> <p>附 則</p>

において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下同じ。）が含まれている者（同年中の給与等（同項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）及び第12条第1項の規定の適用については、第4条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）及び第12条第1項の規定の適用については、第4条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）

）及び第12条第1項の規定の適用については、第4条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であつて、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控

除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「旧所得税法別表第5」という。）の給与等の金額として、旧所得税法別表第5により当該金額に応じて求めた旧所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、川口市税条例（昭和29年条例第11号）第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、川口市税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、川口市税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を旧所得税法別表第5の給与等の金額として、旧所得税法別表第5により当該金額に応じて求めた旧所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

議案第 45号参考資料

川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第63号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第11条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が300,000円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第11条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が300,000円以上である場合とする。</p>

議案第 46号参考資料

川口市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立幼稚園保育料徴収条例（昭和31年条例第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～3 （略） （保育料の額等に関する経過措置）</p> <p>4 園児（<u>法第27条第1項に規定する教育認定子ども</u>に限る。）に係る保育料の額は、第2条第2項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び附則第6項に規定する額の合計額とする。</p> <p>5～7 （略）</p>	<p>附 則 1～3 （略） （保育料の額等に関する経過措置）</p> <p>4 園児（<u>法附則第9条第1項に規定する教育・保育給付認定子ども</u>に限る。）に係る保育料の額は、第2条第2項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び附則第6項に規定する額の合計額とする。</p> <p>5～7 （略）</p>

議案第 47号参考資料

川口市奨学資金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市奨学資金条例（平成25年条例第23号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行																																			
<p>（奨学生の資格）</p> <p>第2条 奨学資金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の要件を備えているものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校以上の学校又は法第124条に規定する専修学校（正規の修業年限が2年以上の高等課程若しくは<u>専門課程又は専攻科</u>に限る。）に入学が決定した者又は在学している者であること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>（奨学資金の額）</p> <p>第5条 奨学資金の額は、次のとおりとする。</p>		<p>（奨学生の資格）</p> <p>第2条 奨学資金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の要件を備えているものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校以上の学校又は法第124条に規定する専修学校（正規の修業年限が2年以上の高等課程又は<u>専門課程</u>に限る。）に入学が決定した者又は在学している者であること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>（奨学資金の額）</p> <p>第5条 奨学資金の額は、次のとおりとする。</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">奨学資金</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>修学金（月額）</th> <th>入学一時金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大学</td> <td rowspan="2">24,000円以内</td> <td>国立及び公立</td> <td>360,000円以内</td> <td rowspan="2">短期大学並びに専修学校の<u>専門課程及び専攻科</u>を含む。</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>500,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>		区分	奨学資金		備考	修学金（月額）	入学一時金	（略）				大学	24,000円以内	国立及び公立	360,000円以内	短期大学並びに専修学校の <u>専門課程及び専攻科</u> を含む。	私立	500,000円以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">奨学資金</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>修学金（月額）</th> <th>入学一時金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大学</td> <td rowspan="2">24,000円以内</td> <td>国立及び公立</td> <td>360,000円以内</td> <td rowspan="2">短期大学及び<u>専修学校の専門課程</u>を含む。</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>500,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>		区分	奨学資金		備考	修学金（月額）	入学一時金	（略）				大学	24,000円以内	国立及び公立	360,000円以内	短期大学及び <u>専修学校の専門課程</u> を含む。	私立	500,000円以内
区分	奨学資金		備考																																		
	修学金（月額）	入学一時金																																			
（略）																																					
大学	24,000円以内	国立及び公立	360,000円以内	短期大学並びに専修学校の <u>専門課程及び専攻科</u> を含む。																																	
		私立	500,000円以内																																		
区分	奨学資金		備考																																		
	修学金（月額）	入学一時金																																			
（略）																																					
大学	24,000円以内	国立及び公立	360,000円以内	短期大学及び <u>専修学校の専門課程</u> を含む。																																	
		私立	500,000円以内																																		

(債務の免除)

第21条 第19条の規定により債権が譲渡された場合において、市長は、奨学生等が、その債務（前条に規定する遅延損害金に係る債務を含む。以下この条において同じ。）の履行前に死亡したとき、又は特別の理由があると認めるときは、当該債務の全部又は一部を免除することができる。

(債務の免除)

第21条 第19条の規定により債権が譲渡された場合において、市長は、奨学生等が、その債務（前項に規定する遅延損害金に係る債務を含む。以下この条において同じ。）の履行前に死亡したとき、又は特別の理由があると認めるときは、当該債務の全部又は一部を免除することができる。

議案第 48号参考資料

川口市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市火災予防条例（昭和37年条例第13号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（簡易サウナ設備）</u> 第7条の2 <u>簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> <u>（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u> <u>（2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u> 2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u> <u>（一般サウナ設備）</u> 第7条の3 <u>一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> （1）（略）</p>	<p><u>（サウナ設備）</u> 第7条の2 <u>サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）</u> _____の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1）（略）</p>

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1) ～(6) (略)

(6) の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7) の2～(15) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1) ～(6) (略)

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7) の2～(15) (略)